

岩手県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条の規定に基づき推進員を置く。

(活動)

第3 推進員は、法第37条第2項に定める活動のほか次の各号に定める活動を行う。

- (1) 市町村、自治会、住民団体等が主催する地球温暖化防止に関する研修会等において講演すること。
- (2) 住民等からの家庭における地球温暖化防止に関する相談に応じ、エネルギー消費の実態を調査及び診断すること。
- (3) 地球温暖化対策地域協議会等の設立及び実践活動に積極的に参加し、実践的な取組方策や先進事例など当該活動に関する情報の提供その他の協力をする事。
- (4) 岩手県又は岩手県地球温暖化防止活動推進センター（以下「県センター」という。）が行う事業活動等に協力すること。
- (5) 県センター等が行う研修会に積極的に参加し、資質の向上に努めること。

2 推進員の活動は、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としてはならない。

(委嘱)

第4 推進員は、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 知事は、新規に推進員を委嘱する場合は、県センターが主催する研修を受講させるものとする。

(委嘱期間)

第5 推進員の委嘱期間は、3年を限度とする。ただし、再委嘱することを妨げない。

(解嘱)

第6 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解嘱することができる。

- (1) 推進員が特段の理由もなく活動を行っていないと認められるとき。
- (2) 推進員からの申し出があったとき。
- (3) その他推進員として適当でないと認められるとき。
- (4) 推進員の地位を利用して、政治活動、宗教活動及び営利活動等をしたとき。

(守秘義務)

第7 推進員は、活動を通じて知り得た個人情報をみだりに口外してはならない。

(活動報告)

第8 推進員は、当年度の活動結果を上半期は9月30日までに、下半期は3月20日までに岩手県地球温暖化防止活動推進員活動報告書（様式）により県センターに報告するものとする。

2 県センターは、前項の報告書を取りまとめ、知事に報告しなければならない。

3 知事は、第1項の報告書を公表することができる。

(指導推進員の設置)

第9 知事は、推進員の円滑な活動のため、委嘱した推進員の中から、地球温暖化対策に関する知識の普及及び実践活動等を顕著に推進している者を指導推進員として指名し、推進員の指導及び支援にあたらせることができる。

(活動支援経費の負担)

第10 知事は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、第3第1項に定める推進員の活動（第5号を除く。）に要する経費を負担するものとする。

2 県センターは、予算の範囲内において、別に定めるところにより、第3第1項第5号に定める推進員の活動に要する経費を負担するものとする。

3 知事は、予算の範囲内において、第3に定める推進員の活動に係る傷害保険に加入する経費を負担するものとする。

4 知事は、第1項及び前項の事務を県センターに委託することができる。

(庶務)

第11 推進員に関する庶務は、県センターが行う。なお、推進員の委嘱に関しては、岩手県環境生活部環境生活企画室が行う。

(その他)

第12 この要綱で定めるもののほか、推進員の活動支援事業に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式

岩手県地球温暖化防止活動推進員 活動報告書（ 年度 上半期・下半期）

令和 年 月 日

岩手県知事 様
（岩手県地球温暖化防止活動推進センター扱い）

市町村		氏名	
-----	--	----	--

岩手県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第8に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 活動実績（派遣事業を除く。）

月／日	活動内容	活動場所	対象者・数	備考

2 相談・助言等の内容

月／日	相談・助言等の内容	処理結果

〔参考（設置要綱抜粋）〕

第8 推進員は、当年度の活動結果を上半期は9月30日までに、下半期は3月20日までに岩手県地球温暖化防止活動推進員活動報告書（様式）により県センターに報告するものとする。

2 県センターは、前項の報告書を取りまとめ、知事に報告しなければならない。

3 知事は、第1項の報告書を公表することができる。